岩手県告示第910号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所 (以下「事務所」という。)の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関	変更事項	廃止する事務所の所在地	変更しようとする
の名称			年月日
株式会社建築構造センター	事務所の廃止	宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階	平成29年12月28日